

「24 時間介護が必要なのに介護時間に上限があるのは違法だ」として、和歌山市に住む ALS（筋萎縮性側索硬化症）の 70 代の男性患者 2 人が、市を相手に 24 時間介護を求めた訴訟で、和歌山地裁（高橋善久裁判長）は 9 月 26 日付で、患者 1 人に 1 日 20 時間の介護サービスを提供するよう命じる仮の義務付けを決定した。ただ、市は 10 月 3 日付で即時抗告した。

原告弁護士によると、障害者自立支援法をめぐる裁判で、仮の義務付け命令が出されたのは初めて。

決定は、原告患者にはほぼ常時の介護サービスが必要と認め、妻の健康状態や経済状況を考慮。1 日 20 時間分の介護サービスが必要と判断した。

そのうえで「緊急の必要性がある」として市に対し、介護保険法で賄われている 3.5 時間分に加え、

自立支援法に基づき 1 日 16.5 時間の介護サービスを提供するよう仮に義務付けた。

ALS は、筋肉が動かなくなる難病。弁護士によると、この患者は人工呼吸器を装着し寝たきりの状態で、ほとんど体を動かすことができないが、市は他の ALS 患者と同様、1 日約 12 時間の介護サービスにとどめている。

患者らは昨年 9 月に提訴し、判決前に介護が受けられるよう仮の義務付けも求めていた。もう一人の原告患者は 9 月 8 日に亡くなったため、決定が間に合わなかった。

市は、この決定を不服として抗告。他の市町村のサービス時間決定にも影響を与えるため、改めて高等裁判所の判断を仰ぎたいという。

（福祉新聞・2547 号 2011 年 10 月 10 日）